

厚生労働副大臣 橋 本 岳 様

新型コロナウイルス感染症に係る
医療機関への支援及び医療提供体制の確保に
関する要望書

長野県知事 阿 部 守 一

長野県市長会長 加 藤 久 雄

長野県町村会長 羽 田 健一郎

令和2年9月11日

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、長野県においても7月11日以降、新規陽性者が相次いで確認され、医療提供体制や県民生活への影響が深刻化しています。

本県では現在、県及び市町村が住民と一丸となって、新型コロナウイルスの感染拡大防止に全力で取り組んでいるところですが、受診控え等により、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関はもとより、受け入れていない医療機関においても、経営が一層厳しくなっています。

さらに、季節性インフルエンザの流行期に向けて、医療提供体制の確保に万全を期すため、発熱患者等の外来や検査等に対応する医療機関への一層の支援が求められています。

こうしたことから、国においては、地域の医療提供体制に支障が生じることのないよう、医療機関の支援及び継続的な医療提供体制の確保のため、予備費の活用も含め、以下の点について責任を持って早急に対応いただくよう要望します。

1 緊急包括支援交付金の充実について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療機関の経営支援に資するよう、重点医療機関の施設要件を地域での感染者の受け入れの実情に応じて弾力的な運用ができるようにすること。また、入院医療機関に対する運営経費支援を対象とするなど、柔軟に幅広く活用できるように見直しを行うとともに、交付金の一層の増額を図ること。

2 医療機関に対する包括的な経営支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染者の受け入れや院内感染対策による経費の増大に加え、受診控えによる収入の減少等の影響により、多くの医療機関が深刻な経営悪化に直面している。

国は、診療報酬の引き上げや無利子・無担保の融資を実施し、県でも既存の補助制度を活用した支援を行っているところであるが、医療機関からは更なる対策の実施を求められている。

については、医療機関に対する人件費支援を含めた包括的な経営支援の仕組みを速やかに構築すること。

また、民間病院や公的病院と同様に厳しい経営状況にある公立病院について、特別減収対策企業債の延長や交付税措置の拡充などの財政支援を行うこと。

3 感染症対策も踏まえた地域医療構想の推進について

今後、With コロナ時代の医療提供体制の確保を図っていくためには、地域医療構想の推進においても、感染症指定医療機関をはじめとする医療機関の役割の評価が極めて重要である。

各都道府県において、病床の削減や一部の急性期医療の議論に偏ることなく、各医療機関が担う地域医療の実情や感染症対策の観点も踏まえた持続的な地域の医療提供体制の確保を図ることができるよう、感染症対策を担う医療機関の在り方やその確保のための財政支援策について検討すること。